

## 「府中市緑の基本計画 2009（案）」に対するパブリック・コメントの実施結果について

1 意見・提案の提出期間 平成21年5月11日（月）から  
平成21年6月 9日（火）まで

2 意見の提出者数等

提出者数	件数	意見の提出方法（人数）				
		Eメール	ファクシミリ	郵送	意見投函箱	窓口
1人	10件	1	0	0	0	0

3 意見・提案の概要とそれに対する市の考え方

No.	市民意見・提案の概要	市の考え方
1	<p>「府中市景観計画について」に係るパブリック・コメントに、「府中市全域を府中市が景観行政団体として主体的に対応します。」とあるが、「緑の基本計画」には、何ら「景観行政団体」に触れていない。このように、「みどり」に関する市の考え方（計画や規則、等）が複数示されているが、市民が「府中市のみどり」を理解するには何を基本的な考えとしたらよいか。</p>	<p>本計画は、都市緑地法に基づき、府中市景観計画と調和を図り作成しています。</p> <p>また、本計画が、市の緑に対する基本的な考えを示すものになります。</p>
2	<p>77頁、施策12「緑化重点地区の指定」において、「緑の将来像実現に向け、市全域を緑化重点地区に指定」とあるが、全域ではなく、ここでは「2つに地区」を指定しております。</p> <p>私は、例えば、「ブローニューの森の中の府中」を創造しており、ロンシャン競馬場やスポーツ施設、植物園等が「みどり」に包まれている。つまり「府中は、みどりの森の中」なのであります。</p>	<p>本計画では、計画のテーマを「水と緑が輝く 潤いのあるまち 府中」と設定し、この実現に向けた様々な施策を位置づけています。これらの施策に取り組み、ご提案のような、緑に包まれた、潤いのあるまちの実現に努めてまいります。</p>

3	<p>「いつから」「いつまで」といった、施策実現のためのロードマップを示していただきたい。</p>	<p>本計画は、目標年次である平成 30 年度までに、各施策の実現または実現に向けた検討を行ってまいります。この中でも特に力を入れていく施策を第 4 章「重点施策」として示しています。</p> <p>また、各施策の取組の時期については、今後検討してまいります。</p>
4	<p>1 頁「緑の機能」として、森林浴、森林セラピーの効果、効能（癒し）はすでに研究が進んでおり、居住地がその基地となることで、市民や訪れる人々にとって重要な要素となる。</p>	<p>ご意見の「癒し」の機能は、重要な機能と考え、市では「潤いを与える」という記載で表現しております。</p>
5	<p>4 頁「府中市緑の基本計画」改定の視点「市民・事業者等の参加から協働への転換」について、「事業者」は「商売」で、「市民」は「ボランティア」では、「協働」はなりたたないのではないか。</p>	<p>市民・事業者・行政がともに緑のまちづくりに取り組むことを施策に位置づけています。</p>
6	<p>60 頁、施策 1「ケヤキ並木の保全・保護」を第一に挙げることに異存はないが、「府中市の木」であるほかの地域の「ケヤキ」の保全・保護を考慮していただきたい。</p>	<p>市内には馬場大門のケヤキ並木以外にも、多くの価値のある樹木や樹林があります。これらについても保全に取り組むことを施策に位置づけています。</p>
7	<p>64 頁、施策 4「崖線などの樹木の保全・活用」の施策について、そこに何百年もあった、「みどり」を基本にして、移植等を最小限にとどめた「崖線」が「本物」である。その保全には周辺の住民の協力が必要である。</p>	<p>崖線の保全にあたっては、市民や事業者の協力を得ながら、現況植生にも十分に配慮し取り組んでまいります。</p>

<p>8</p>	<p>60 頁、施策 1「ケヤキ並木の保全・保護」では、ケヤキ並木の歩行者専用道路化、また 83 頁、施策 18「道路などの緑化」には、道路の緑化が示されている。歩行者、自転車、自動車の道路の区別は「みどり」の環境には不可欠である。縦横に走る幹線道路は自動車を、細いバイパス的な道は、歩行者と自転車に区分する。また、一方通行道路を設けて、「みどり」を満喫できる、街路樹の育成である。さらに車両の通行を気にしないで、「みどり」を浴びることのできるフットパスの自然道の小道は「府中は、みどりの森の中」へ近づく近道である。</p>	<p>緑の拠点となる公園や緑地を結ぶ緑道や遊歩道などを整備することで、緑のネットワークを形成してまいります。</p> <p>緑道や遊歩道などの整備の際には、ご意見を参考にさせていただきます。</p> <p>道路のご意見につきましては、道路事業等で対応する事項となります。</p>
<p>9</p>	<p>92 頁、施策 25「市民団体等の育成」を、市全体に広げるのはかなり困難である。市民と事業者の「みどり」に対する住み分けが必要である。</p> <p>地域の「みどり」を地域に任せるため、自治会、管理組合等の既存の組織を活用する。それにはインセンティブが必要である。近隣の公園のみどりの保護などを組織に委託し、そこからの「CO<sub>2</sub>の排出量削減」を市は購入し、組織には「エココイン」で支払う。「エココイン」は、みどりに関する物品等に消費でき、市はここで得た排出権を、民間企業等に売却する。今後、排出権取引は拡大するであろうから財政の心配は要らない。</p>	<p>地域と連携し、協働して緑のまちづくりに取り組むにあたり、貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p>

<p>10</p>	<p>人の目のある公園、憩える公園の整備</p> <p>○ <u>人の目のある公園</u></p> <p>地域にある小規模な公園は、これまでは「余った土地」に作られている。パリの市内の小公園は、真ん中に公園があり住宅が囲んでいる。そこには「人の目があり」交流があり、安心、安全が確保されている。</p> <p>○ <u>少子高齢化時代の公園</u></p> <p>82 頁、施策 17「公園・緑地の適切な維持管理」は必要だが、従来の「ブランコ、砂場、鉄棒等」の公園でよいのか。円形の花壇の周りのベンチに年寄りが憩う姿は公園にはならないか。</p> <p>○ <u>スポーツ、その他のレクリエーションと公園</u></p> <p>府中基地跡地留保地周辺、浅間山公園周辺、武蔵野公園周辺、さらに関東村を含め、府中市のスポーツやレクリエーションとみどりの地区形成は考えられないか。</p> <p>自然のままの樹林の中に、各種のスポーツ施設が点在し、市民が楽しみ、また子供たちやアマチュアの団体が、時にはプロの競技が開かれる公園、つまり、「やる人」「みる人」も「みどり」を満喫できる公園である。</p>	<p>少子高齢化などの社会情勢や、地域住民等の意見を踏まえながら、だれもが利用しやすい公園施設の整備や、市民参加による維持管理などを行うことで、人の目があり、地域に愛される公園づくりを進めてまいります。</p> <p>また、府中基地跡地留保地周辺や、浅間山公園周辺、武蔵野公園周辺、関東村は、レクリエーション活動の場としての役割も含め、本計画の緑の拠点として位置づけています。</p>
-----------	---	--